



## 「地域に貢献する仕事をしたい！」皆さまへ 令和7年4月1日採用の鳩山町職員を募集します

募集職種	採用予定人員	受験資格
一般事務職	5名程度	平成元年4月2日以降に生まれた方
一般事務職 (障がい者対象)	若干名	次の要件のすべてを満たしている方 ①平成元年4月2日以降に生まれた方 ②身体障害者手帳、養育手帳、精神保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方 ③活字印刷文による筆記試験に対応できる方

※地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する方は受験できません。

- 採用予定日 令和7年4月1日
- 受付期間 令和6年6月10日(月)～7月31日(水)
- 申込方法 電子申請での申し込みを原則とします。
- 【第1次試験(筆記試験)】
- 日程 令和6年9月22日(日)
- 場所 鳩山町役場(予定)
- 試験方法 教養試験(120分)または職務能力試験(60分)を選択、職場適応性検査(20分)、作文試験(90分)
- ※職務能力試験は論理的思考力などを確認するための基礎的な内容のため、特別な対策や勉強は不要です。

詳細は、右記二次元コードより鳩山町ホームページ掲載の採用案内をご覧ください。「鳩山町 職員採用」で検索)



▲採用案内はこちら

### 【第2次試験(第1次試験合格者)】

- 日程 令和6年10月下旬(予定)
- 場所 鳩山町役場(予定)
- 試験方法 面接試験
- ※日時、場所は都合により変更する場合があります。
- 問合せ 役場総務課 職員・人権政策担当
- ☎ 296-1214

## 参加者 募集中

## 鳩山町 1 DAY&2DAYS インターン (職場見学&仕事体験会) で魅力発見!



- 対象 鳩山町職員採用試験の申込を検討している方(原則、大学生で右記「特記事項」の内容に同意し、順守できる方)
- 受入人数 各回3人程度(申込多数の場合は抽選)
- 日時 ①7月19日(金)<1DAY>、②7月24日(水)・25日(木)<2DAYS>いずれも午前9時～午後4時
- 場所 鳩山町役場及び町内公共施設
- 実施内容 採用案内、文書作成、窓口受付補助、データ入

力・集計、企画、イベント等補助、現場作業補助、職員との交流会、ランチ会など

- 特記事項 ①報酬等は支給しません。②職員の身分は付与しません。③交通費・ランチ会(1,000円程度)・保険加入等インターンに係る費用は自己負担となります。④傷害保険と賠償責任保険等に、ご自身で必ず加入いただきます。(受入期間中に事故・災害が生じた場合、また鳩山町及び第三者に損害を与えた場合、鳩山町は一切の責任を負いません。)
- ⑤受入当日、「誓約書」(守秘義務等の誓約)にご記入いただきます。

- 申込 各回5日前までに専用フォーム(右記二次元コード参照)からインターネット申込。

申込はスマホで完了



※大学等経由の申込は不要です。参加希望者が直接お申込みください。

- 問合せ 役場総務課 職員・人権政策担当
- ☎ 296-1214

## 国民健康保険税の税率等を変更しました

国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つに区分されます。令和6年度の税率につきましては、後期高齢者支援金分の賦課限度額が変更となりました。なお、他の区分は令和5年度から変更はありません。

令和6年度の具体的な税額は、7月中旬に国保加入世帯の世帯主へ発送する国民健康保険税納税通知書を確認してください。詳細につきましては、町ホームページをご覧ください。

■問合せ 役場税務会計課 ☎ 296-5892

### ■令和6年度保険税率等

区分	項目	令和5年度	令和6年度	差
後期高齢者支援金分	賦課限度額 (1世帯あたり)	20万円	22万円	+2万円

所得割額：(総所得金額等 - 基礎控除額 43万円) × 所得割税率 (加入者ごとに計算し世帯で合算)

均等割額：均等割額 (1人当たり) × 国保加入者の人数 (世帯で合算)

## 「鳩山町がん患者アピアランスケア用品購入費助成」のお知らせ

鳩山町では、がんの治療に伴う脱毛や乳房の形状の変化によるがん患者の心理的・経済的負担の軽減を図り、療養生活の質の向上や社会参加を応援することを目的として、アピアランスケア用品(医療用ウィッグ・乳房補整具)の購入費の一部を補助します。

■対象者 次の要件①～③のすべてに該当する方

①助成金を申請する日に、鳩山町の住民基本台帳に記載されている方

②がんと診断され、その治療に伴う脱毛または乳房の変形が生じている方

③令和5年4月1日以降に、他の市区町村が行う同種の助成金等の交付を受けていない方

■助成の対象となるアピアランスケア用品

・医療用ウィッグ：がんの治療に伴う脱毛に対応するために一時的に着用するかつら

・乳房補整具：がんの治療に伴う乳房の変形に対応するために着用する補整下着、補整パッドまたは人工乳房(乳房再建術等により体内に埋め込まれたものを除く)

■助成金額

助成金額は、対象となるアピアランスケア用品の購入費用の2分の1の額とし、上限は1万円(1,000円未満切り捨て)です。

■助成回数

アピアランスケア用品の種別ごとに、1人1回の助成となります。

■申請方法 アピアランスケア用品購入後、「鳩山町がん患者アピアランスケア用品購入費助成金交付申請書兼請求書」に次の①～③の書類を添えて、町保健センターに提出してください。

①がんの治療を受けたこと、または現在受けていることを証明する書類の写し

②がんの治療に伴う脱毛、または乳房の変形が生じたことを証明する書類の写し

③アピアランスケア用品を購入した際の領収書

※「鳩山町がん患者アピアランスケア用品購入費助成金交付申請書兼請求書」は、町ホームページに掲載しているほか、町保健センターでも配付しております。

保健センターの窓口で記入する場合は、印鑑及び振込先の口座番号等がわかる書類(通帳、キャッシュカードなど)もご持参ください。口座名義は申請者本人のものに限ります。

※申請は、アピアランスケア用品を購入した日の翌日から1年以内をお願いします。

■問合せ 町保健センター ☎ 296-2530

## 企業版ふるさと納税による寄附をいただきました

鳩山町の地方創生事業に対して、企業版ふるさと納税として寄附をいただきました。あたたかいご寄附、誠にありがとうございます。

■企業名 株式会社ピコトン

■所在地 東京都中野区中央 5-38-13-B301

■寄附をいただいた対象事業 英語教育、特色ある教育の推進

■問合せ 役場政策財政課 ☎ 296-1212



株式会社ピコトン  
様ロゴマーク



## ご存じですか 国民年金保険料の免除・猶予制度

経済的な理由や災害等により、国民年金保険料を納めることが困難なときは、申請し承認されると保険料が免除または猶予されます。保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金や、もしもの時の障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができなくなる場合もあります。納付が難しい方は国民年金保険料の免除・猶予申請をしましょう。

免除の内容は被保険者の方の負担能力に合わせ、全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除・納付猶予と段階的な免除基準があり、納付しやすい環境となっています。

※新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする特例免除については、令和4年度で終了しました。

■令和6年度の申請受付

令和6年7月から受付

※申請月の2年1か月前までは遡って免除を申請することができます。

■免除期間 令和6年7月～令和7年6月(令和5年中の所得で審査)

■手続きに必要なもの

・年金手帳または基礎年金番号通知書

・失業を理由に申請(特例)する場合は「雇用保険受給資格者証」や「雇用保険被保険者離職票」などの公的機関発行の証明書

■受付場所 役場町民健康課または役場東出張所

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891



## 国民年金保険料は口座振替がお得です

国民年金保険料の納付には、口座振替をご利用になれます。口座振替をご利用いただくと、保険料が自動的に引き落とされるので、金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなくとても便利です。

また口座振替にはお得な前納制度があります。前納制度のうち、6か月前納(10月～3月)をご希望の方は来月8月末が申出期限となりますので、ご希望の金融機関、役場町民健康課、川越年金事務所のいずれかへお申し出ください。

※今年度の6か月前納(4月～9月)1年前納・2年前納の申出は令和6年2月末日で締め切りました。

■手続きに必要なもの

納付書(または年金手帳か基礎年金番号通知書)・通帳・金融機関の届出印

■申出期限 8月21日(水)

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891

または川越年金事務所 ☎ 242-2657

## 国民健康保険税の軽減・減免・減額制度について

国民健康保険税には、軽減・減免・減額の制度があります。

軽減・減免・減額の制度	内容	備考
低所得者軽減	前年の所得が一定以下の世帯は、世帯主と加入者の所得に応じて、保険税の均等割額が2割、5割、7割軽減されます。	世帯主を含む16歳以上の加入者全員の所得申告が必要
非自発的失業(倒産・解雇・雇止め)軽減	倒産、解雇、雇用期間満了などにより離職した方で、雇用保険を受給している方は国民健康保険税が軽減される場合があります。	申請が必要
未就学児軽減	国民健康保険に加入している未就学児の均等割額を5割軽減します。	申請不要
子育て世帯の減免(町独自の制度)	国民健康保険に加入する0歳から18歳までの被保険者に係る均等割額を減免することができます。(令和5年度から令和8年度まで)	申請が必要
産前産後期間の減額	出産する国民健康保険加入者の一定期間の保険税(所得割額・均等割額)を減額することができます。	申請が必要

※各制度の詳細につきましては、町ホームページをご覧ください。

■問合せ 役場税務会計課 ☎ 296-5892



## 熱中症特別警戒アラートについて

気候変動の影響により、ここ数年国内の平均温度が上昇し、熱中症による救急搬送者や死亡者数が高い水準で推移していることから、令和6年4月1日より「気候変動適応法」が改正され、熱中症対策を法的に位置づけ強化しています。

これまでの「熱中症警戒アラート」より一段階上の「熱中症特別警戒アラート」が創設されました。これは、過去に例のない暑さ（暑さ指数 35 以上）の時に暑さ、命にかかわる暑さと一層の対応を知らせるための基準になります。

暑さ指数(WBGT)	警戒レベル	対策の要点
35 以上	熱中症特別警戒アラート	重大な健康被害の恐れ。より万全な熱中症対策が必要。
33 以上	熱中症警戒アラート	健康被害の恐れ。エアコンのきいた涼しい部屋で過ごす。
31 以上	危険	外出はなるべく避け涼しい場所で過ごす。高齢者は安静でも発症の危険性あり。運動は原則禁止。
28 以上	厳重警戒	炎天下を避け、室内でも室温に注意。激しい運動は中止。
25 以上	警戒	運動や激しい作業は定期的に休憩をとる。
21 以上	注意	激しい運動や、重労働作業は注意が必要。

特別警戒アラートが発表された場合は、防災無線のほか、町公式 LINE とホームページで注意喚起を行います。

■問合せ 町保健センター ☎ 296-2530



## レインボープラン策定に関する 住民調査にご協力ください



埼玉県川越都市圏まちづくり協議会（レインボー協議会）では、現在「第4次レインボープラン」の策定作業を行っており、川越都市圏住民の皆さまのご意見やご要望を伺い、計画に反映させるため、都市圏住民の意向把握調査（住民調査）を行います。

住民調査は、レインボー協議会に加入している川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、川島町、毛呂山町、越生町、鳩山

町の3市4町の住民から3,600人を無作為に抽出し、無記名式の調査票を郵送して行います。（8月実施予定）

これからの川越都市圏のまちづくりに関し、重要な調査となりますので、調査票が到達された方におかれましては、ご協力をお願いいたします。詳細につきましては、上記二次元コードから町ホームページをご覧ください。

■問合せ 役場政策財政課 ☎ 296-1212

## マイナンバーカード取得と電子証明書に関する手続き受付中！



町では、平日お勤め等により来庁できない方のために休日に臨時開庁し、新規申請や申請後のマイナンバーカードの受け取り、電子証明書に関する相談・

手続きを行っています。ご希望には事前予約が必要です。ご希望の方は、臨時開庁予定日の4日前までに町民健康課へお電話で予約をお願いします。ご予約の際には、ご希望の時間帯（午前中のみ）とお手続き内容をお伝えください。

正面玄関が閉まっておりますので、来庁時には職員通用口（正面玄関向かって右側）からお入りください。

◆7～9月 休日臨時開庁日

■日程 7月13日(土)、8月4日(日)、9月7日(土)

■時間 午前9時～正午

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891

※予約があった日(予約のあった時間帯)のみ開庁します。原則として、当日受付は行っておりませんので、ご注意ください。



## 「はあとふるパワーアップリーダー養成セミナー」 の参加者を募集します！

身近な場所で、町民の皆さんが自主的に運営する、はあとふるパワーアップ体操を行う活動を、町と埼玉県理学療法士会が支援します。このセミナーは、「はあとふるパワーアップ体操」の実践等を中心に、いつまでも元気に過ごすための体づくりのノウハウを学び、ご自身も効果を実感しながら、その内容を町の元気づくりを活用するためのセミナーです。

■対象者 町内在住の18歳以上の方で、原則セミナー全日程(8回)に参加できる次の①②③いずれかに当てはまる方

①習得した体操を活かしたボランティア活動に興味・関心がある、活動に携わりたい、活動をしたいと考えている方

②現在、サロン活動などのボランティア活動を行っており、活動の中に定期的に体操を取り入れたいと考えている方

③町外在住ではあるが、鳩山町内で、はあとふるパワーアップ体操を活用した定期的な活動を開始したいと考えている方

■日程 8月7日、21日、28日、9月4日、11日・18日、25日、10月2日(全8回、すべて水曜日)

■時間 午後2時から4時(受付は午後1時40分から)

■内容

①町内で「はあとふるパワーアップ体操」を活用した地域活動をはじめめるための基礎講座

②「はあとふるパワーアップ体操リーダー」として活動するための実践講座

■会場 町地域包括ケアセンター 地域の交流スペース ※8月28日は多世代活動交流センター3階(上履が必要)

■講師 理学療法士等ハビリ専門職ほか

■費用 無料

■定員 20人程度

■持ち物 飲み物、筆記用具、動きやすい靴、服装でお越しください。

※6回以上出席された方には、最終日に修了証等をお渡します。

※8月8日から9月26日の間に、はあとふるパワーアップ体操を活用した通いの場に参加していただきます。

■申込 7月11日(木)から26日(金)までに町地域包括支援センターまでお申し込みください。

■問合せ 町地域包括支援センター ☎ 296-7700

## 令和6年度定額減税・給付金についてのお知らせ

### 【令和6年度鳩山町定額減税補足調整給付金】

▶対象 ・令和6年度の住民税が課税されている方  
・令和6年度分の所得税及び令和6年度の住民税所得割のどちらか、もしくは両方が課税されている方であって、定額減税可能額から減税しきれない額があると見込まれる方

▶定額減税額（調整給付額は個人ごとに異なります）

①所得税

本人・扶養親族（配偶者含む）1人当たり3万円

②個人住民税

本人・扶養親族（配偶者含む）1人当たり1万円

(例) 本人・扶養家族2人の場合

①所得税 3万円×3人=9万円、②個人住民税 1万円×3人=3万円、計12万円の定額減税となりますが、定額減税しきれないと見込まれる方に調整給付金が支給されます。

▶申請方法 原則、対象者には7月下旬ごろ町から確認書等を送付します。

### 【住民税非課税・均等割のみ課税世帯給付金】

▶対象 令和6年度に新たに住民税非課税世帯または新たに均等割のみ課税世帯に移行した世帯主

※すでに住民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯として10万円の給付を受けた世帯には給付されません。

▶給付額 1世帯あたり10万円

※18歳未満の子どもがいる場合、子ども1人につき5万円加算

▶申請方法 対象世帯に7月中旬に町から確認書を送付します。

■申請期限 いずれの給付金も令和6年10月31日(木)まで(当日消印有効)

※いずれの給付金も「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」により、差押禁止等及び非課税の対象です。

■問合せ 役場長寿福祉課 地域福祉・障害者福祉担当 ☎ 296-1241